

2012年4月24日
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中華人民共和国商務部公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第220号)

商務部、商業フランチャイズ経営に関する規定を改訂 ～フランチャイズシステムの健全な発展を促進～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国・商務部は2011年12月12日付で『商業フランチャイズ経営届出管理弁法』（商務部令2011年第5号、以下、『届出管理弁法』という）を、2012年2月23日付で『商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法』（商務部令2012年第2号、以下、『情報開示管理弁法』という）を改訂・公布しました。『届出管理弁法』および『情報開示管理弁法』は、2007年5月から施行された『商業フランチャイズ経営管理条例』（国务院令485号、以下、『条例』という）に基づき、中国国内でフランチャイズ活動に従事する場合に必要な届出手续および情報開示義務の履行について定めたもの。『届出管理弁法』は2012年2月1日から、『情報開示管理弁法』は2012年4月1日から施行されています。

中国・商務部の発表によると、第11次5ヵ年計画期間中（2006-2010年）、中国のフランチャイズビジネスは飛躍的な成長をとげ、企業数も激増し、2010年末時点において、中国のフランチャイズシステムは4,500に上り、世界一位の水準に達したとしています¹。ただし急激な成長を遂げる一方、欧米や日本などのフランチャイズ先進国に比べ、管理能力やブランド力が欠如し、規模や情報化の面において大きな隔たりがあり、またフランチャイズ経営の名目で詐欺などの違法行為が発生しているなど、中国のフランチャイズビジネスにはまだ大きな改善の余地があるとの見解を示していました²。こうしたフランチャイズシステムの健全な成長を促す一環として、法規制の整備も挙げられており、『届出管理弁法』および『情報開示管理弁法』に対しても改訂が行われ、一部の規定内容に対して、明確化が図られました。

中国におけるフランチャイズビジネスの基本法規である『条例』では、商業フランチャイズ経営につき、①登録商標・企業標識・特許およびノウハウなどの経営資源を保有する企業（フランチャイザー）が契約形式で経営資源を他の経営者（フランチャイジー）に使用許諾を与え、②フランチャイジーが契約の約定に基づいた統一的な経営モデルのもとで経営を展開し、③フランチャイジーがフランチャイザーに対してフランチャイズフィーを支払う経営活動のこと、と定義しています（『条例』第3条）。

¹ 「フランチャイズシステム」とは、統一したブランドおよび経営モデルのもとで、フランチャイザーとフランチャイジーが共同で運営する1つの管理・運営システムのことを指し、商業フランチャイズ企業が複数のフランチャイズシステムを有することもある（特許体系的解釈：<http://txjy.syggs.mofcom.gov.cn/manager/news.do?method=view&id=16203>）。なお商業フランチャイズ経営情報管理システム（<http://txjy.syggs.mofcom.gov.cn/>）の情報によると、2012年4月24日時点において、省を跨ぐ商業フランチャイズ経営企業は1,416社、省・自治区・直轄市の範囲内の商業フランチャイズ経営企業は344社。

² 『第12次5ヵ年計画期間における商業フランチャイズ経営の健全な発展を促進することに関する指導意見』（商流通発[2011]510号）。

またフランチャイズ活動を展開するフランチャイザーに対する条件として、成熟した経営モデルおよびフランチャイジーに対する経営指導・技術サポート・業務トレーニングを継続して提供可能な能力のほか、直営店が2店舗以上、経営期間が1年を超えていること、といった条件も挙げています（『条例』第7条第2項、詳細は図表1参照）。

【図表1】 商業フランチャイズ経営に関する定義、主な条件

定義	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登録商標・企業標識・特許およびノウハウなどの経営資源を保有する企業（フランチャイザー）が契約形式で経営資源を他の経営者（フランチャイジー）に使用許諾を供与。 ✓ フランチャイジーが契約の約定に基づいた統一的な経営モデルのもとで経営を展開。 ✓ フランチャイジーがフランチャイザーに対してフランチャイズフィーを支払。
条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 成熟した経営モデルを有していること。 ✓ フランチャイジーに対して経営指導・技術サポート・業務トレーニングを継続して提供できること。 ✓ 直営店を <u>2店舗以上</u> 有していること。 ✓ 経営期間が <u>1年</u> を超えていること。
義務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ フランチャイザーは初めてフランチャイズ契約を締結した日から <u>15日以内</u> に、商務主管部門で届出手続を行うこと。 ✓ フランチャイザーは商業フランチャイズ経営契約を締結する日から <u>少なくとも30日前</u> に、書面形式によりフランチャイジーに対して規定に基づいた情報を開示すること。
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ フランチャイズ経営活動に従事する場合、フランチャイザーとフランチャイジーは書面形式でフランチャイズ経営契約を締結すること。 ✓ フランチャイズ経営契約には以下の主要内容を含んでいること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ フランチャイザー・フランチャイジーの基本状況 ・ フランチャイズ経営の内容・期間 ・ フランチャイズフィーの種類・金額・支払方式 ・ 経営指導・技術サポート・業務トレーニングなどのサービスに係る具体的な内容および提供方式 ・ 製品やサービスの品質・基準要求・保障措置 ・ 製品やサービスの販売促進・広告宣伝 ・ フランチャイズ経営における消費者権益の保護および賠償責任の所在 ・ フランチャイズ経営契約の変更・解除・停止 ・ 違約責任 ・ 争議の解決方式 ・ フランチャイザーとフランチャイジーの約定するその他の事項

（『商業フランチャイズ経営管理条例』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

上述の条件のほか、『条例』では、中国国内でフランチャイズ経営を実施するフランチャイザーに対する「商務主管部門への届出義務」および「フランチャイジーへの情報開示義務」についても規定しており、この2つの義務に係る手続きにつき、詳細に規定したものが『届出管理弁法』および『情報開示管理弁法』になります。

『届出管理弁法』および『情報開示管理弁法』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ 商務主管部門における届出手続

『条例』第8条では商業フランチャイズ経営に従事するフランチャイザーに対して、初めてフランチャイズ契約を締結した日から 15日以内 に、商務主管部門で届出手続を行うように要求。この点に関して、『届出管理弁法』では、届出手続時に必要な資料や商務主管部門での審査手続、フランチャイザーの年次報告義務などについて、具体的に規定しています。

商業フランチャイズ経営に届出制度を導入したことにつき、商務部は「フランチャイズは性質上、契約行為に該当し、フランチャイズ活動に従事することは当事者の民事権利であり、政府による審査・承認による管理は適さない。ただし市場秩序の維持や当事者の合法的權益を保護するためにも、フランチャイズ活動には監督・管理が必要である。このため『条例』ではフランチャイザーによる届出制度を導入した」と説明。またフランチャイザーに対する届出の義務付けには、①商務主管部門が遅滞なくフランチャイザーに関する状況を理解・把握し、フランチャイズ活動に対して規範化・監督を実施するのに便利である、②潜在的な投資家がフランチャイザーの基本的な状況を理解して適切な投資判断を行い、詐欺行為や不適切な宣伝の防止に役立つ、③フランチャイザーに対する社会的監督を形成するのに役立つ、といった機能があると指摘しています³。

こうした届出制度につき、この度の改訂は、2007年版に比べ、商務主管部門での届出手続に必要な資料や届出情報の変更手続などについて、一部の規定内容について変更・追加が行われています（主な変更点については図表2参照）。

【図表2】 『届出管理弁法』の主な変更点

- 商務部は、関連規定に基づき、省・自治区・直轄市の範囲を跨いだ商業フランチャイズ経営従事に係る届出業務を関連する省・自治区・直轄市人民政府商務主管部門に委託可能に（第4条第2項）。
- 商務主管部門への届出時に必要な資料のうち、「直営店を2店舗以上有しており、経営期間が1年を超えていること」に係る証明資料につき、「区を設けている市級商務主管部門が発行する」ものである条件を削除。また「直営店が国外にある場合、フランチャイザーは直営店の営業証明（中国語の翻訳を含む）を提出し、かつ中国の所在国駐在大使館・領事館の認証をうけること」という文言を削除（第6条第1項第6号）。
- 外商投資企業が商務主管部門へ届出資料を提出する場合、外商投資企業が『外商投資企業批准証書』を提出し、かつ『外商投資企業批准証書』の経営範囲に「フランチャイズ方式による商業活動への従事」という項目が含まれていることを明確に要求（第6条第1項第10号）。
- 商務主管部門への届出資料が中華人民共和国の国外で作成されている場合、所在国の公証機関による公証（中国語の訳文を添付すること）を受け、かつ中華人民共和国駐在の所在国大使館・領事館による認証を受けるか、または中華人民共和国と所在国とが締結した関連する条約において定める証明手続を履行するように明確に要求（第6条第2項）。
- 届出情報の変更手続に関して、①フランチャイザーの工商登記情報、②経営資源に係る情報、③中国国内のすべてのフランチャイジーの店舗分布に係る状況につき変更があった場合、変更があった日から30日以内に届出機関に変更を申請するように明確化（第8条）。
- 年度報告義務の報告内容につき、従来の「前年度に締結、抹消、更新および変更したフランチャイズ経営契約に係る状況」から「前年度に締結、抹消、終了、更新したフランチャイズ経営契約に係る状況」に変更（第9条）。
- フランチャイザー所在地（省・自治区・直轄市または区を設けている市級）人民政府の商務主管部門は、届出が承認されたフランチャイザーに対して届出証明が発行可能であると新たに規定（第14条第2項）。
- 規定違反に対する是正、処罰を実施する機関を、「國務院商務主管部門および省級人民政府商務主管部門」から「区を設けている市級以上の商務主管部門」に変更（第16-17条）。

上述のように、一部条項について変更・追加が行われ、手続や条件などにつき明確化が図られていますが、改訂自体は小規模なものにとどまっており、届出申請・審査手続・変更申請・年次報告などの商業フランチャイズ経営に係る届出管理の主な内容については、原則、変更されていません。

ただし外商投資企業がフランチャイズ展開をする場合、従来はフランチャイズ届出手続とフラン

³ 「商务部新闻发言人就《商业特许经营备案管理办法》和《商业特许经营信息披露管理办法》有关问题答中国政府网问」：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/zhengcejid/bp/cq/200706/20070604794665.html?4216060947=2812660778>

チャイズの経営範囲追加手続のどちらを先に行うのか、明確に規定されていませんでしたが、この度の改訂では、外商投資企業がフランチャイズ経営の届出手続を行う場合、『外商投資企業批准証書』の経営範囲には「フランチャイズ方式による商業活動への従事」が明記されていることを条件として提示。これより外商投資企業がフランチャイズ事業を展開する場合、まず、フランチャイズの経営範囲追加手続を行い、その後にフランチャイズ届出手続を行う旨、手続の明確化が図られたこととなります。

【図表 3】 商業フランチャイズ経営に係る届出手続

管轄 機関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商務部および省・自治区・直轄市人民政府の商務主管部門が商業フランチャイズ経営の届出機関。 ✓ 省・自治区・直轄市の範囲内において商業フランチャイズ経営活動に従事する場合、フランチャイザー所在地の省・自治区・直轄市人民政府の商務主管部門で届出。 ✓ 省・自治区・直轄市の範囲を跨ってフランチャイズ経営活動に従事する場合、商務部で届出。 ✓ 商務部は関連規定に基づき、省・自治区・直轄市の範囲を跨いだ商業フランチャイズ経営従事に係る届出業務を関連する省・自治区・直轄市人民政府商務主管部門に委託可能。
届出 手続	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商務部および省・自治区・直轄市人民政府の商務主管部門が商業フランチャイズ経営の届出機関。 ✓ フランチャイザーは中国国内のフランチャイジーと初めてフランチャイズ契約を締結した日から 15 日以内 に届出機関で届出手続を行うこと。 ✓ フランチャイザーは、届出機関に以下の資料を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業フランチャイズ経営に係る基本状況。 ・ 中国国内におけるすべてのフランチャイジーの店舗分布に係る状況。 ・ フランチャイザーの市場計画書。 ・ 企業法人営業許可証またはその他の主体資格証明。 ・ フランチャイズ経営活動と関連する商標権・特許権およびその他の経営資源に係る登録証書。 ・ 『条例』第 7 条第 2 項の規定を満たすことに係る証明文書（2007 年 5 月 1 日以前にすでにフランチャイズ経営活動に従事していたフランチャイザーが届出資料を提出する場合は不要）。 ・ 中国国内のフランチャイジーと締結した最初のフランチャイズ経営契約。 ・ フランチャイズ経営契約のサンプル。 ・ フランチャイズ経営オペレーションマニュアルの目録（章節ごとのページ数およびマニュアルの総ページ数を明記すること。フランチャイズシステム内部ネットワーク上で同種のマニュアルを提出する場合、見積印刷ページ数を提出すること）。 ・ 国の法律・法規において、承認を受けた後にフランチャイズ経営が実施可能であると定めている製品およびサービスは、関係主管部門の承認文書を提出すること。外商投資企業は『外商投資企業批准証書』を提出しなければならず、『外商投資企業批准証書』の経営範囲には「フランチャイズ方式による商業活動への従事」という項目が含まれていること。 ・ 法定代表者が署名・捺印したフランチャイザーの誓約書。 ・ 届出機関が提出すべきと認めるその他の資料。 ・ 以上の文書が中華人民共和国の国外で作成されている場合、所在国の公証機関による公証（中国語の訳文を添付すること）を受け、かつ中華人民共和国駐在の所在国大使館・領事館による認証を受けるか、または中華人民共和国と所在国とが締結した関連する条約において定める証明手続を履行すること。
審査 手続	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出機関はフランチャイザーが提出した文書・資料を受領してから 10 日以内 に届出を行い、かつ商業フランチャイズ経営情報管理システムにおいて公告を実施。 ✓ フランチャイザーが提出する文書・資料に不備がある場合、届出機関は当該フランチャイザーに対して、7 日以内 に文書・資料を追加提出するように要求可能。届出機関はフランチャイザーの追加資料が揃ってから 10 日以内 に届出を実施。 ✓ フランチャイザー所在地（省・自治区・直轄市または区を設けている市級）人民政府の商務主管部門は、届出が承認されたフランチャイザーに対して届出証明を発行可能。

変更 申請	<ul style="list-style-type: none"> ✓ フランチャイザーに係る以下の届出情報に変更がある場合、<u>変更があった日から30日以内</u>に届出機関に変更を申請。 <ul style="list-style-type: none"> • フランチャイザーの工商登記情報。 • 経営資源に係る情報。 • 中国国内のすべてのフランチャイジーの店舗分布に係る状況。
年次 報告	<ul style="list-style-type: none"> ✓ フランチャイザーは<u>毎年3月31日までに、前年度に締結、抹消、終了、更新したフランチャイズ経営契約</u>に係る状況を届出機関に報告。
抹消 手続	<ul style="list-style-type: none"> ✓ すでに届出が完了しているフランチャイザーに以下のいずれかの行為がある場合、届出機関は届出を抹消し、かつ商業フランチャイズ経営情報管理システムにおいて公告を実施。 <ul style="list-style-type: none"> • フランチャイザーが工商登記を抹消した、またはフランチャイザーが違法経営により主管登記機関に営業許可証を没収された場合。 • 届出機関が、フランチャイザーの違法経営により司法機関が発行した届出抹消に係る司法建議書を受け取った場合。 • フランチャイザーが関連情報を隠蔽した、または虚偽の情報を提供したことにより、重大な影響を及ぼした場合。 • フランチャイザーが届出抹消を申請し、かつ届出機関の同意を受けた場合。 • その他の届出抹消が必要な状況。
情報 公開	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公衆は商業フランチャイズ経営情報管理システムを通して以下の情報が検索可能。 <ul style="list-style-type: none"> • フランチャイザーの企業名称およびフランチャイズ経営業務において使用する登録商標・企業標識・特許・ノウハウなどの経営資源。 • フランチャイザーの届出期日。 • フランチャイザーに係る法定経営場所の住所および連絡方式、法定代表者の氏名。 • 中国国内におけるすべてのフランチャイジーの店舗分布状況。

(『商業フランチャイズ経営管理条例』、『商業フランチャイズ経営届出管理弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ フランチャイジーに対する情報開示義務

『条例』第3章（第20-23条）では、中国国内で商業フランチャイズ経営を展開するフランチャイザーに対して情報開示制度を構築するように要求し、かつ「商業フランチャイズ経営契約を締結する日から少なくとも30日前に、書面形式によりフランチャイジーに対して情報を開示し、フランチャイズ経営の契約書を提供するように要求（『条例』第20-21条）。このようなフランチャイジーに対する情報開示義務を設けた背景につき、商務部は「フランチャイジーの合法的権益を保護し、フランチャイジーが投資判断を下す前に必要な情報を取得することにより、フランチャイズ経営業務に係る潜在的リスクおよび収益性に対して予測できるようにし、かつその他の投資機会との比較を行うことによって、フランチャイズ経営に加盟するか否か判断を下すことができるようにするための制度」であると説明しています⁴。

こうしたフランチャイジーに対する情報開示制度について、『情報開示管理弁法』では情報開示期限、情報開示内容および契約解除などについて規定。この度の改訂では従前に比べ、フランチャイジーに対する秘密保持義務について具体化が図られたほか、フランチャイザーがフランチャイジーと、もとのフランチャイズ契約と同様の条件で契約を更新する場合には情報開示義務を履行する必

⁴ 「《条例》为什么规定特许人的信息披露义务？」：<http://txiy.sygqs.mofcom.gov.cn/manager/news.do?method=view&id=1902304>

要がない（第4条）とするなど、一部、規制緩和も行われています（主な変更点については図表4参照）。

【図表4】 『情報開示管理弁法』の主な変更点

- フランチャイザーの関係者に「その自然人株主」を追加（第3条）。
- 商業フランチャイズ経営契約を締結する日から少なくとも30日前に、書面形式によりフランチャイジーに対して情報を開示する義務につき、「フランチャイザーがフランチャイジーと、もとのフランチャイズ契約と同様の条件で契約を更新する状況」を除外（第4条）。
- 破産または破産申告に係る情報開示につき、「過去5年以内における状況」から「過去2年以内における状況」に変更し、情報開示の必要な期間を短縮（第5条）。
- 重大な違法経営記録に係る情報開示につき、「有罪判決（刑事責任に処する判決）」から「起訴（刑事責任を追及された場合）」に変更（第5条）。
- フランチャイジーに対する秘密保持義務について具体的に規定。「フランチャイジーが契約を締結する過程において知り得た商業機密は、フランチャイズ経営契約が成立するか否かに関わらず、漏洩または不正な使用を行ってはならない」としたほか、「フランチャイズ契約が終了した後、フランチャイジーが契約関係によりフランチャイザーの商業機密を知り得た場合、たとえ契約終了後の秘密保持協議を締結していなくとも、秘密保持義務を負わなければならない」とし、フランチャイジーの義務内容を明確化（第7条）。
- フランチャイジーによる契約解除条件につき、従来の「フランチャイザーが、開示すべきであるにもかかわらず開示していない、または虚偽の情報を開示した場合」から「フランチャイザーが、フランチャイズ経営契約の履行に影響し、契約の目的を実現不可能にする情報を隠蔽した、または虚偽の情報を開示した場合」に変更（第9条）。

ただし『情報開示管理弁法』の改訂も、『届出管理弁法』と同じく限定的なもので、情報開示義務に係る内容については、一部、変更・追加が行われたものの、大きな変更は行われていません。情報開示義務に係る詳細については図表5をご参照ください。

【図表5】 フランチャイジーに対する情報開示義務

開示 期限	<p>✓ フランチャイザーは『条例』の規定に基づき、商業フランチャイズ経営契約を締結する日から<u>少なくとも30日前</u>に、書面形式によりフランチャイジーに対して『情報開示管理弁法』第5条の定める情報を開示すること。ただしフランチャイザーがフランチャイジーと、もとのフランチャイズ契約と同様の条件で契約を更新する状況を除く。</p>
開示 内容	<p>✓ フランチャイジーによる情報開示は、以下の内容を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • フランチャイザーおよびフランチャイズ経営活動に係る基本状況。 • フランチャイザーが保有する経営資源に係る基本状況。 • フランチャイズ経営料金に係る基本状況。 • フランチャイジーに提供する製品、サービス、設備の価格、条件等に係る状況。 • フランチャイジーのために継続して提供するサービスの状況。 • フランチャイジーの経営活動に対する指導・監督の方式および内容。 • フランチャイズ経営拠点の投資予算状況。 • 中国国内のフランチャイジーに関連する状況。 • 直近2年の会計士事務所または監査事務所の監査を受けたフランチャイザーに係る財務会計報告書の摘要および監査報告書の摘要。 • フランチャイザーの直近5年におけるフランチャイズ経営に関連する訴訟および仲裁に係る状況、これには事件の概要、訴訟（仲裁）申請、管轄および結果が含まれる。 • フランチャイザーおよびその法定代表者の重大な違法経営記録に係る状況。 • フランチャイズ経営契約書類。

秘密 保持	<ul style="list-style-type: none"> ✓ フランチャイザーはフランチャイジーに情報を開示する前に、フランチャイジーに対して秘密保持協議を締結するように要求する権利あり。 ✓ フランチャイジーが契約を締結する過程において知り得た商業機密は、フランチャイズ経営契約が成立するか否かに関わらず、漏洩または不正な使用を禁止。 ✓ フランチャイズ契約が終了した後、フランチャイジーが契約関係によりフランチャイザーの商業機密を知り得た場合、たとえ契約終了後の秘密保持協議を締結していなくとも、秘密保持義務を負う義務あり。 ✓ フランチャイジーが上記 2 項の規定に違反し、商業機密の漏洩または不正な使用を行い、フランチャイザーまたはその他の者に損害をもたらした場合、相応する損害賠償責任を負う義務あり。
契約 解除	<ul style="list-style-type: none"> ✓ フランチャイザーが、フランチャイズ経営契約の履行に影響し、契約の目的を実現不可能にする情報を隠蔽した、または虚偽の情報を開示した場合、フランチャイジーはフランチャイズ経営契約の解除が可能。

(『商業フランチャイズ経営管理条例』、『商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 今後明確化が期待されるポイント

商務部は『届出管理弁法』および『情報開示管理弁法』の正式な改訂版が公布する以前、公式ホームページ上に意見募集草案を公布し、パブリックコメントを募集。この草案にはいくつか注目に値する規制緩和措置も含まれていました。特に『届出管理弁法』の意見募集草案⁵(以下、『意見募集草案』という)では、図表 6 に挙げたような重要な条項が盛り込まれていたものの、この度正式に公布された『届出管理弁法』では削除されており、『条例』第 7 条第 2 項(直営店が 2 店舗以上、経営期間が 1 年を超えていること)に係る条件などの部分的な緩和には至りませんでした。

【図表 6】 『意見募集草案』から削除された重要なポイント

- ▶ 2007年5月1日以前にすでにフランチャイズ経営活動に従事しているフランチャイザー、および無店舗販売、通信教育に従事するフランチャイザーは、商業フランチャイズ経営に係る届出資料を提出する際に『条例』第7条第2項(直営店が2店舗以上、経営期間が1年を超えていること)に係る規定を適用しない(第6条)。
- ▶ ホテル管理会社が直接経営・管理するホテルは当該会社の直営店と見なす。フランチャイザーと同一の業務性質、同一のブランドを経営する支配親会社のその他の子会社、直営店はフランチャイザーの直営店と見なすことができる(第7条)。

上述のような『意見募集草案』で挙げられた条件につき、関係当局が今後、どのような措置をとるのか、今後も留意する必要があります。

昨年末に改訂・公布された『外商投資産業指導目録(2011年改訂)』では、サービス産業の発展促進政策にあわせ、従来は制限類に位置していた「フランチャイズ経営」を許可類に分類し、規制緩和が実施され、外資参入のハードルが一段と下げられました⁶。

「統一したブランド・経営モデル」による多店舗出店が可能なフランチャイズシステムは、小売業や外食業にとって、迅速な事業拡大には欠かせないビジネスモデル。外資進出の規制緩和が実施され、中国の消費市場も成熟する中、フランチャイズシステムも、中国市場参入のビジネスモデルとして注目を集めています。

⁵ <http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/as/201104/20110407522383.html?3431463955=2812660778>

⁶ 『外商投資産業指導目録(2011年改訂)』につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 209 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.209.pdf

ただし冒頭で述べたように、中国のフランチャイズシステムは、今後の発展が期待される一方、中国政府当局もまだ発展途上段階であると認識しており、ビジネスモデルの成熟度やコンプライアンス性などの面において、課題が多く残されていることは否めません。

また商務部は昨年から始動した第12次5カ年計画期間中、商業フランチャイズの発展に関する「工作任务」の1つとして、「商業フランチャイズ経営管理の強化、規範化による発展の促進」を提示⁷。こうした方針を受け、フランチャイズ経営に関して新たな施策が出される可能性があります。そのため今後も引き続き関係当局の政策動向にあわせた対応をとる必要性がますます高まっているのではないのでしょうか。

中華人民共和国商務部令 2011 年第 5 号

改訂後の『商業フランチャイズ経営届出管理弁法』は 2011 年 11 月 7 日に商務部第 56 次部門会において審議の上、採択された。ここに公布し、2012 年 2 月 1 日より施行する。『商業フランチャイズ経営届出管理弁法』（商務部 2007 年第 15 号令）は同時に廃止する。

部長：陳徳銘

2011 年 12 月 12 日

『商業フランチャイズ経営届出管理弁法』

- 第1条** 商業フランチャイズ経営活動の管理を強化し、フランチャイズ経営市場の秩序を規範化するため、『商業フランチャイズ経営管理条例』（以下、『条例』という）の関連規定に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 中華人民共和国の国内（以下、「中国国内」という）において商業フランチャイズ経営活動に従事する場合、本弁法を適用する。
- 第3条** 商務部および省・自治区・直轄市人民政府の商務主管部門が商業フランチャイズ経営の届出機関である。省・自治区・直轄市の範囲内において商業フランチャイズ経営活動に従事する場合、フランチャイザー所在地の省・自治区・直轄市人民政府の商務主管部門で届出を行う。省・自治区・直轄市の範囲を跨ってフランチャイズ経営活動に従事する場合、商務部で届出を行う。

⁷ 脚注 2 に同じ。

商業フランチャイズ経営は、全国ネットワーク届出を実施する。『条例』の規定に合致するフランチャイザーは、本弁法の規定に基づき商務部が設置する商業フランチャイズ経営情報管理システムを通して届出を行う。

第4条 商務部は関連規定に基づき、省・自治区・直轄市の範囲を跨いだ商業フランチャイズ経営従事に係る届出業務に関連する省・自治区・直轄市人民政府商務主管部門に委託して完了することができる。委託を受けた省・自治区・直轄市人民政府の商務主管部門は当該部門において届出業務を完了しなければならない、その他のいかなる組織および個人にも届出を委託してはならない。

委託を受けた省・自治区・直轄市人民政府の商務主管部門が法に基づいた届出職責を行使しない場合、商務部は直接、フランチャイザーの届出申請を受理することができる。

第5条 すべての単位または個人は、本弁法の規定に違反する行為に対して、商務主管部門に通報する権利を有し、商務主管部門はこれを法に基づき処理しなければならない。

第6条 届出を申請するフランチャイザーは、届出機関に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 商業フランチャイズ経営に係る基本状況。
- (2) 中国国内におけるすべてのフランチャイジーの店舗分布に係る状況。
- (3) フランチャイザーの市場計画書。
- (4) 企業法人営業許可証またはその他の主体資格証明。
- (5) フランチャイズ経営活動と関連する商標権・特許権およびその他の経営資源に係る登録証書。
- (6) 『条例』第7条第2項の規定を満たすことに係る証明文書。

2007年5月1日以前にすでにフランチャイズ経営活動に従事していたフランチャイザーが商業フランチャイズ経営届出資料を提出する場合、前項の規定は適用しない。

- (7) 中国国内のフランチャイジーと締結した最初のフランチャイズ経営契約。
- (8) フランチャイズ経営契約のサンプル。
- (9) フランチャイズ経営オペレーションマニュアルの目録（章節ごとのページ数およびマニュアルの総ページ数を明記すること。フランチャイズシステム内部ネットワーク上で同種のマニュアルを提出する場合、見積印刷ページ数を提出すること）。

- (10) 国の法律・法規において、承認を受けた後にフランチャイズ経営が実施可能であると定めている製品およびサービスは、関係主管部門の承認文書を提出すること。

外商投資企業は『外商投資企業批准証書』を提出しなければならないが、『外商投資企業批准証書』の経営範囲には「フランチャイズ方式による商業活動への従事」という項目が含まれていること。

- (11) 法定代表者が署名・捺印したフランチャイザーの誓約書。

- (12) 届出機関が提出すべきと認めるその他の資料。

以上の文書が中華人民共和国の国外で作成されている場合、所在国の公証機関による公証（中国語の訳文を添付すること）を受け、かつ中華人民共和国の所在国駐在大使館・領事館による認証を受けるか、または中華人民共和国と所在国とが締結した関連する条約において定める証明手続を履行しなければならない。香港、マカオ、台湾地区で作成されている場合、関連する証明手続を履行しなければならない。

第7条 フランチャイザーは、中国国内のフランチャイジーと初めてフランチャイズ経営契約を締結した日から 15 日以内に届出機関に対して届出を申請しなければならない。

第8条 フランチャイザーに係る以下の届出情報に変更がある場合、変更があった日から 30 日以内に届出機関に変更を申請しなければならない。

- (1) フランチャイザーの工商登記情報。
- (2) 経営資源に係る情報。
- (3) 中国国内のすべてのフランチャイジーの店舗分布に係る状況。

第9条 フランチャイザーは毎年 3 月 31 日までに、前年度に締結、抹消、終了、更新したフランチャイズ経営契約に係る状況を届出機関に報告しなければならない。

第10条 フランチャイザーはすべての届出事項に係る情報を真実に記入し、かつ記入した内容の真実性、正確性および完全性を確保しなければならない。

第11条 届出機関はフランチャイザーが提出した本弁法第 6 条の規定に合致する文書、資料を受領してから 10 日以内に届出を行い、かつ商業フランチャイズ経営情報管理システムにおいてこれを公告しなければならない。

フランチャイザーが提出する文書、資料に不備がある場合、届出機関は当該フランチャイザーに対して、7日以内に文書、資料を追加提出するように要求することができる。届出機関はフランチャイザーの追加資料が揃ってから10日以内に届出を行う。

第12条 すでに届出が完了しているフランチャイザーに以下のいずれかの行為がある場合、届出機関は届出を抹消し、かつ商業フランチャイズ経営情報管理システムにおいてこれを公告することができる。

- (1) フランチャイザーが工商登記を抹消した、またはフランチャイザーが違法経営により主管登記機関に営業許可証を没収された場合。
- (2) 届出機関が、フランチャイザーの違法経営により司法機関が発行した届出抹消に係る司法建議書を受け取った場合。
- (3) フランチャイザーが関連情報を隠蔽した、または虚偽の情報を提供したことにより、重大な影響を及ぼした場合。
- (4) フランチャイザーが届出抹消を申請し、かつ届出機関の同意を受けた場合。
- (5) その他の届出抹消が必要な状況。

第13条 各省・自治区・直轄市人民政府の商務主管部門は、届出および届出抹消に係る状況を10日以内に商務部に報告しなければならない。

第14条 届出機関は完全かつ正確にフランチャイザーの届出情報資料を記録・保存し、法に基づきフランチャイザーのために商業秘密を保持しなければならない。

フランチャイザー所在地（省・自治区・直轄市または区を設けている市級）人民政府の商務主管部門は、届出が承認されたフランチャイザーに対して届出証明を発行することができる。

第15条 公衆は商業フランチャイズ経営情報管理システムを通して以下の情報を検索することができる。

- (1) フランチャイザーの企業名称およびフランチャイズ経営業務において使用する登録商標、企業標識、特許、ノウハウ等の経営資源。
- (2) フランチャイザーの届出期日。
- (3) フランチャイザーに係る法定経営場所の住所および連絡方式、法定代表者の氏名。

(4) 中国国内におけるすべてのフランチャイジーの店舗分布状況。

- 第16条** フランチャイザーが『条例』および本弁法の規定に基づいた届出手続を行っていない場合、区を設けている市級以上の商務主管部門は期限を設けて届出を行うように命じ、かつ1万元以上、5万元以下の罰金を科することができる。状況が深刻な場合、5万元以上10万元以下の罰金を科し、かつこれを公告する。
- 第17条** フランチャイザーが本弁法第11条の規定に違反した場合、区を設けている市級以上の商務主管部門は是正を命じ、1万元以下の罰金を科することができる。状況が深刻な場合、1万元以上、5万元以下の罰金を科し、かつこれを公告する。
- 第18条** 国外のフランチャイザーが中国国内でフランチャイズ経営活動に従事する場合、本弁法に基づき執行する。香港、マカオ特別行政区および台湾地区のフランチャイザーは、本弁法を参照して執行する。
- 第19条** 関連する協会組織は本弁法の規定に基づき、業界の自律を強化し、フランチャイザーの法に基づいた届出を指導しなければならない。
- 第20条** 本弁法は商務部が解釈に責任を負う。
- 第21条** 本弁法は2012年2月1日より施行する。2007年5月1日施行の『商業フランチャイズ経営届出管理弁法』（2007年第15号令）は同時に廃止する。

中華人民共和國商務部令 2012 年第 2 号

改訂後の『商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法』は 2012 年 1 月 18 日に商務部第 60 次部門会において審議の上、採択された。ここに公布し、2012 年 4 月 1 日より施行する。『商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法』（商務部 2007 年第 16 号令）は同時に廃止する。

部長：陳徳銘

2012 年 2 月 23 日

『商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法』

- 第1条** フランチャイザーとフランチャイジー双方の合法的利益を保護するため、『商業フランチャイズ経営管理条例』（以下、『条例』という）に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 中華人民共和国の国内において商業フランチャイズ経営活動を実施する場合、本弁法を適用する。
- 第3条** 本弁法における関連者とは、フランチャイザーの親会社またはその自然人株主、フランチャイザーが直接的または間接的に全部または多数の持分を保有している子会社、フランチャイザーと共に直接的または間接的に同一の所有者が全部または多数の持分を保有している会社のことを指す。
- 第4条** フランチャイザーは『条例』の規定に基づき、商業フランチャイズ経営契約を締結する日から少なくとも 30 日前に、書面形式によりフランチャイジーに対して本弁法第 5 条の定める情報を開示しなければならない。ただしフランチャイザーがフランチャイジーと、もとのフランチャイズ契約と同様の条件で契約を更新する状況を除く。
- 第5条** フランチャイザーによる情報開示は、以下の内容を含まなければならない。
- (1) フランチャイザーおよびフランチャイズ経営活動に係る基本状況。
- ① フランチャイザーの名称、連絡先住所、連絡方式、法定代表者、総経理、登録資本金額、経営範囲および現有の直営店の店舗数・住所および連絡先電話番号。
 - ② フランチャイザーが従事する商業フランチャイズ経営活動の概況。
 - ③ フランチャイザーの届出に係る基本状況。
 - ④ フランチャイザーの関連者がフランチャイジーに製品およびサービスを提供する場合、当該関連者の基本状況を開示すること。

- ⑤ フランチャイザーまたはその関連者の過去 2 年以内における破産または破産申告に係る状況。
- (2) フランチャイザーが保有する経営資源に係る基本状況。
- ① 登録商標、企業標識、特許、ノウハウ、経営モデルおよびその他の経営資源に係る文字説明。
 - ② 経営資源の所有者がフランチャイザーの関連者である場合、当該関連者に係る基本情報、授権内容を開示しなければならないが、同時に当該関連者との授権契約を中止または期前終了するとき、当該フランチャイズシステムをいかに処理するかについて説明すること。
 - ③ フランチャイザー（またはその関連者）の登録商標、企業標識、特許、ノウハウ等のフランチャイズ経営と関連する経営資源に係る訴訟または仲裁に係る状況。
- (3) フランチャイズ経営料金に係る基本状況。
- ① フランチャイザーが、ならびに第三者に代わって徴収する料金の種類・金額・基準および支払方法、開示できない場合、原因を説明すること。料金の徴収基準が統一していない場合、最高および最低基準を開示し、かつ原因を説明すること。
 - ② 保証金の徴収、返還条件、返還期日および返還方式。
 - ③ フランチャイジーに対してフランチャイズ経営契約締結前に料金の支払を要求する場合、当該部分の料金の用途および払戻に係る条件、方式。
- (4) フランチャイジーに提供する製品、サービス、設備の価格、条件等に係る状況。
- ① フランチャイジーがフランチャイザー（またはその関連者）から製品、サービスまたは設備を購入すべきか否か、および関連する価格、条件等。
 - ② フランチャイジーがフランチャイザーの指定（または承認）するサプライヤーから製品、サービスまたは設備を購入すべきか否か。
 - ③ フランチャイジーがその他のサプライヤーを選択できるか否か、およびサプライヤーが具備すべき条件。
- (5) フランチャイジーのために継続して提供するサービスの状況。
- ① 業務トレーニングに係る具体的な内容、提供方式および実施計画、これにはトレーニング場所、方式および期間などが含まれる。
 - ② 技術サポートに係る具体的な内容、提供方式および実施計画、これには経営資源の名称、類別および製品、施設・設備の種類等が含まれる。
- (6) フランチャイジーの経営活動に対する指導・監督の方式および内容。

- ① 経営指導の具体的な内容、提供方式および実施計画、これには場所の選定、内外装、店舗管理、広告・販売促進、製品配置等が含まれる。
 - ② 監督の方式および内容、フランチャイジーが履行すべき義務および義務を履行しないことによる責任。
 - ③ フランチャイザーおよびフランチャイジーに係る消費者のクレームおよび賠償に対する責任区分。
- (7) フランチャイズ経営拠点の投資予算状況。
- ① 投資予算には以下のものを含むことができる：加盟料、トレーニング費、不動産および内外装費用；設備、事務用品、家具等の購入費；初期在庫；水道・電気・ガス料金、免許証およびその他政府の承認を取得するために必要な費用；開業回転資金。
 - ② 上述の費用に係る資料出所および見積根拠。
- (8) 中国国内のフランチャイジーに関連する状況。
- ① 現有および見積のフランチャイジーに係る数量、分布地域、授權範囲、独占的授權区域の有無（ある場合、見積の具体的な範囲を説明すること）に係る状況。
 - ② 現有のフランチャイジーに係る経営状況、これにはフランチャイジーの実際の投資額、平均販売量、コスト、粗利益、純利益等の情報を含み、同時に上述の情報に係る出所について説明すること。
- (9) 直近 2 年の会計士事務所または監査事務所の監査を受けたフランチャイザーに係る財務会計報告書の摘要および監査報告書の摘要。
- (10) フランチャイザーの直近 5 年におけるフランチャイズ経営に関連する訴訟および仲裁に係る状況、これには事件の概要、訴訟（仲裁）申請、管轄および結果が含まれる。
- (11) フランチャイザーおよびその法定代表者の重大な違法経営記録に係る状況。
- ① 関連する行政法執行部門から 30 万元以上の罰金を科せられた場合。
 - ② 刑事責任を追及された場合。
- (12) フランチャイズ経営契約書類。
- ① フランチャイズ経営契約のサンプル。
 - ② フランチャイザーがフランチャイジーに対して、フランチャイザー（またはその関連者）とその他の関連するフランチャイズ経営に係る契約を締結するように要求している場合、同時にその種の契約サンプルを提出すること。

第6条 フランチャイザーは普及・宣伝活動において、欺瞞、誤解を招く行為があってはならない。公

表する広告には、単独のフランチャイジーが従事するフランチャイズ経営活動の収益を宣伝する内容が含まれていてはならない。

第7条 フランチャイザーはフランチャイジーに情報を開示する前に、フランチャイジーに対して秘密保持協議を締結するように要求する権利を有する。

フランチャイジーが契約を締結する過程において知り得た商業機密は、フランチャイズ経営契約が成立するか否かに関わらず、漏洩または不正な使用を行ってはならない。

フランチャイズ契約が終了した後、フランチャイジーが契約関係によりフランチャイザーの商業機密を知り得た場合、たとえ契約終了後の秘密保持協議を締結していなくとも、秘密保持義務を負わなければならない。

フランチャイジーが本条前2項の規定に違反し、商業機密の漏洩または不正な使用を行い、フランチャイザーまたはその他の者に損害をもたらした場合、相応する損害賠償責任を負わなければならない。

第8条 フランチャイザーがフランチャイジーに対して情報開示を行った後、フランチャイジーは知り得た情報の内容につき、フランチャイザーに対して受領説明（一式2部）を発行しなければならない。フランチャイジーが署名した上、1部はフランチャイジーが保管し、もう1部はフランチャイザーが保管する。

第9条 フランチャイザーが、フランチャイズ経営契約の履行に影響し、契約の目的を実現不可能にする情報を隠蔽した、または虚偽の情報を開示した場合、フランチャイジーはフランチャイズ経営契約を解除することができる。

第10条 フランチャイザーが本弁法の関連規定に違反した場合、フランチャイジーは商務主管部門に通報する権利を有し、調査の結果、事実である場合、それぞれ『条例』第26条、第27条、第28条に基づき、これを処罰する。

第11条 本弁法は中華人民共和国商務部が解釈に責任を負う。

第12条 本弁法は2012年4月1日より施行する。もとの『商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法』（商務部2007年第16号令）は同時に廃止する。

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

中华人民共和国商务部令 2011 年第 5 号

修订后的《商业特许经营备案管理办法》已经 2011 年 11 月 7 日商务部第 56 次部务会议审议通过，现予发布，自 2012 年 2 月 1 日起施行。《商业特许经营备案管理办法》（商务部 2007 年第 15 号令）同时废止。

部长：陈德铭

2011 年 12 月 12 日

《商业特许经营备案管理办法》

第一条 为加强对商业特许经营活动的管理，规范特许经营市场秩序，根据《商业特许经营管理条例》（以下简称《条例》）的有关规定，制定本办法。

第二条 在中华人民共和国境内（以下简称中国境内）从事商业特许经营活动，适用本办法。

第三条 商务部及省、自治区、直辖市人民政府商务主管部门是商业特许经营的备案机关。在省、自治区、直辖市范围内从事商业特许经营活动的，向特许人所在地省、自治区、直辖市人民政府商务主管部门备案；跨省、自治区、直辖市范围从事特许经营活动的，向商务部备案。

商业特许经营实行全国联网备案。符合《条例》规定的特许人，依据本办法规定通过商务部设立的商业特许经营信息管理系统进行备案。

第四条 商务部可以根据有关规定，将跨省、自治区、直辖市范围从事商业特许经营的备案工作委托有关省、自治区、直辖市人民政府商务主管部门完成。受委托的省、自治区、直辖市人民政府商务主管部门应当自行完成备案工作，不得再委托其他任何组织和个人备案。

受委托的省、自治区、直辖市人民政府商务主管部门未依法行使备案职责的，商务部可以直接受理特许人的备案申请。

第五条 任何单位或者个人对违反本办法规定的行为，有权向商务主管部门举报，商务主管部门应当依法处理。

第六条 申请备案的特许人应当向备案机关提交以下材料：

- (一) 商业特许经营基本情况。
- (二) 中国境内全部被特许人的店铺分布情况。
- (三) 特许人的市场计划书。
- (四) 企业法人营业执照或其他主体资格证明。
- (五) 与特许经营活动相关的商标权、专利权及其他经营资源的注册证书。
- (六) 符合《条例》第七条第二款规定的证明文件。

在 2007 年 5 月 1 日前已经从事特许经营活动的特许人在提交申请商业特许经营备案材料时不适用于上款的规定。

- (七) 与中国境内的被特许人订立的第一份特许经营合同。
- (八) 特许经营合同样本。
- (九) 特许经营操作手册的目录（须注明每一章节的页数和手册的总页数，对于在特许系统内部网络上提供此类手册的，须提供估计的打印页数）。
- (十) 国家法律法规规定经批准方可开展特许经营的产品和服务，须提交相关主管部门的批准文件。

外商投资企业应当提交《外商投资企业批准证书》，《外商投资企业批准证书》经营范围中应当包括“以特许经营方式从事商业活动”项目。

- (十一) 经法定代表人签字盖章的特许人承诺。
- (十二) 备案机关认为应当提交的其他资料。

以上文件在中华人民共和国境外形成的，需经所在国公证机关公证（附中文译本），并经中华人民共和国驻所在国使领馆认证，或者履行中华人民共和国与所在国订立的有关条约中规定的证明手续。在香港、澳门、台湾地区形成的，应当履行相关的证明手续。

第七条 特许人应当在与中国境内的被特许人首次订立特许经营合同之日起 15 日内向备案机关申请备案。

第八条 特许人的以下备案信息有变化的，应当自变化之日起 30 日内向备案机关申请变更：

- (一) 特许人的工商登记信息。

- (二) 经营资源信息。
- (三) 中国境内全部被特许人的店铺分布情况。

第九条 特许人应当在每年 3 月 31 日前将其上一年度订立、撤销、终止、续签的特许经营合同情况向备案机关报告。

第十条 特许人应认真填写所有备案事项的信息，并确保所填写内容真实、准确和完整。

第十一条 备案机关应当自收到特许人提交的符合本办法第六条规定的文件、资料之日起 10 日内予以备案，并在商业特许经营信息管理系统予以公告。

特许人提交的文件、资料不完备的，备案机关可以要求其在 7 日内补充提交文件、资料。备案机关在特许人材料补充齐全之日起 10 日内予以备案。

第十二条 已完成备案的特许人有下列行为之一的，备案机关可以撤销备案，并在商业特许经营信息管理系统予以公告：

- (一) 特许人注销工商登记，或因特许人违法经营，被主管登记机关吊销营业执照的。
- (二) 备案机关收到司法机关因为特许人违法经营而作出的关于撤销备案的司法建议书。
- (三) 特许人隐瞒有关信息或者提供虚假信息，造成重大影响的。
- (四) 特许人申请撤销备案并经备案机关同意的。
- (五) 其他需要撤销备案的情形。

第十三条 各省、自治区、直辖市人民政府商务主管部门应当将备案及撤销备案的情况在 10 日内反馈商务部。

第十四条 备案机关应当完整准确地记录和保存特许人的备案信息材料，依法为特许人保守商业秘密。

特许人所在地的（省、自治区、直辖市或设区的市级）人民政府商务主管部门可以向通过备案的特许人出具备案证明。

第十五条 公众可通过商业特许经营信息管理系统查询以下信息：

- (一) 特许人的企业名称及特许经营业务使用的注册商标、企业标志、专利、专有技术等经营资源。
- (二) 特许人的备案时间。

- (三) 特许人的法定经营场所地址与联系方式、法定代表人姓名。
- (四) 中国境内全部被特许人的店铺分布情况。

- 第十六条** 特许人未按照《条例》和本办法的规定办理备案的，由设区的市级以上商务主管部门责令限期备案，并处1万元以上5万元以下罚款；逾期仍不备案的，处5万元以上10万元以下罚款，并予以公告。
- 第十七条** 特许人违反本办法第十一条规定的，由设区的市级以上商务主管部门责令改正，可以处1万元以下的罚款；情节严重的，处1万元以上5万元以下的罚款，并予以公告。
- 第十八条** 国外特许人在中国境内从事特许经营活动，按照本办法执行。香港、澳门特别行政区及台湾地区特许人参照本办法执行。
- 第十九条** 相关协会组织应当依照本办法规定，加强行业自律，指导特许人依法备案。
- 第二十条** 本办法由商务部负责解释。
- 第二十一条** 本办法自2012年2月1日起施行。2007年5月1日施行的《商业特许经营备案管理办法》（商务部2007年第15号令）同时废止。

中华人民共和国商务部令 2012 年第 2 号

修订后的《商业特许经营信息披露管理办法》已经 2012 年 1 月 18 日商务部第 60 次部务会议审议通过，现予发布，自 2012 年 4 月 1 日起施行。《商业特许经营信息披露管理办法》（商务部令 2007 年第 16 号）同时废止。

部长：陈德铭

2012 年 2 月 23 日

《商业特许经营信息披露管理办法》

第一条 为维护特许人与被特许人双方的合法权益，根据《商业特许经营管理条例》（以下简称《条例》），制定本办法。

第二条 在中华人民共和国境内开展商业特许经营活动适用本办法。

第三条 本办法所称关联方，是指特许人的母公司或其自然人股东、特许人直接或间接拥有全部或多数股权的子公司、与特许人直接或间接地由同一所有人拥有全部或多数股权的公司。

第四条 特许人应当按照《条例》的规定，在订立商业特许经营合同之日前至少 30 日，以书面形式向被特许人披露本办法第五条规定的信息，但特许人与被特许人以原特许经营合同相同条件续约的情形除外。

第五条 特许人进行信息披露应当包括以下内容：

（一） 特许人及特许经营活动的基本情况。

1. 特许人名称、通讯地址、联系方式、法定代表人、总经理、注册资本额、经营范围以及现有直营店的数量、地址和联系电话。
2. 特许人从事商业特许经营活动的概况。
3. 特许人备案的基本情况。
4. 由特许人的关联方向被特许人提供产品和服务的，应当披露该关联方的基本情况。
5. 特许人或其关联方过去 2 年内破产或申请破产的情况。

（二） 特许人拥有经营资源的基本情况。

1. 注册商标、企业标志、专利、专有技术、经营模式及其他经营资源的文字说明。
2. 经营资源的所有者是特许人关联方的，应当披露该关联方的基本信息、授权内容，同时应当说明在与该关联方的授权合同中止或提前终止的情况下，如何处理该特许体系。
3. 特许人（或其关联方）的注册商标、企业标志、专利、专有技术等与特许经营相关的经营资源涉及诉讼或仲裁的情况。

（三） 特许经营费用的基本情况。

1. 特许人及代第三方收取费用的种类、金额、标准和支付方式，不能披露的，应当说明原因，收费标准不统一的，应当披露最高和最低标准，并说明原因。
2. 保证金的收取、返还条件、返还时间和返还方式。
3. 要求被特许人在订立特许经营合同前支付费用的，该部分费用的用途以及退还的条件、方式。

（四） 向被特许人提供产品、服务、设备的价格、条件等情况。

1. 被特许人是否必须从特许人（或其关联方）处购买产品、服务或设备及相关的价格、条件等。
2. 被特许人是否必须从特许人指定（或批准）的供货商处购买产品、服务或设备。
3. 被特许人是否可以选择不其他供货商以及供货商应具备的条件。

（五） 为被特许人持续提供服务的情况。

1. 业务培训的具体内容、提供方式和实施计划，包括培训地点、方式和期限等。
2. 技术支持的具体内容、提供方式和实施计划，包括经营资源的名称、类别及产品、设施设备的种类等。

（六） 对被特许人的经营活动进行指导、监督的方式和内容。

1. 经营指导的具体内容、提供方式和实施计划，包括选址、装修装潢、店面管理、广告促销、产品配置等。
2. 监督的方式和内容，被特许人应履行的义务和不履行义务的责任。
3. 特许人和被特许人对消费者投诉和赔偿的责任划分。

（七） 特许经营网点投资预算情况。

1. 投资预算可以包括下列费用：加盟费；培训费；房地产和装修费用；设备、办公用品、家具等购置费；初始库存；水、电、气费；为取得执照和其他政府批准所需的费用；启动周转资金。
2. 上述费用的资料来源和估算依据。

(八) 中国境内被特许人的有关情况。

1. 现有和预计被特许人的数量、分布地域、授权范围、有无独家授权区域（如有，应说明预计的具体范围）的情况。
2. 现有被特许人的经营状况，包括被特许人实际的投资额、平均销售量、成本、毛利、纯利等信息，同时应当说明上述信息的来源。

(九) 最近 2 年的经会计师事务所或审计事务所审计的特许人财务会计报告摘要和审计报告摘要。

(十) 特许人最近 5 年内与特许经营相关的诉讼和仲裁情况，包括案由、诉讼（仲裁）请求、管辖及结果

(十一) 特许人及其法定代表人重大违法经营记录情况。

1. 被有关行政执法部门处以 30 万元以上罚款的。
2. 被追究刑事责任的。

(十二) 特许经营合同文本。

1. 特许经营合同样本。
2. 如果特许人要求被特许人与特许人（或其关联方）签订其他有关特许经营的合同，应当同时提供此类合同样本。

第六条 特许人在推广、宣传活动中，不得有欺骗、误导的行为，发布的广告中不得含有宣传单个被特许人从事商业特许经营活动收益的内容。

第七条 特许人向被特许人披露信息前，有权要求被特许人签署保密协议。

被特许人在订立合同过程中知悉的商业秘密，无论特许经营合同是否成立，不得泄露或者不正当使用。

特许经营合同终止后，被特许人因合同关系知悉特许人商业秘密的，即使未订立合同终止后的保密协议，也应当承担保密义务。

被特许人违反本条前两款规定，泄露或者不正当使用商业秘密给特许人或者其他人造成损失的，应当承担相应的损害赔偿责任。

第八条 特许人在向被特许人进行信息披露后，被特许人应当就所获悉的信息内容向特许人出具回执说明（一式两份），由被特许人签字，一份由被特许人留存，另一份由特许人留存。

第九条 特许人隐瞒影响特许经营合同履行致使不能实现合同目的的信息或者披露虚假信息的，被特许人可以解除特许经营合同。

第十条 特许人违反本办法有关规定的，被特许人有权向商务主管部门举报，经查实的，分别依据《条例》第二十六条、第二十七条、第二十八条予以处罚。

第十一条 本办法由中华人民共和国商务部负责解释。

第十二条 本办法自 2012 年 4 月 1 日起施行。原《商业特许经营信息披露管理办法》（商务部令 2007 年第 16 号）同时废止。

【ご注意】

- 1. 法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 2. 秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 3. 著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 4. 免責:**
 - (1)** 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2)** 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 5.** 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。